

定 款

一般社団法人
プレストレスト・コンクリート建設業協会

一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会 定款

平成25年4月1日施行

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会（略称は、「PC建設業協会」、英文名は、Japan Prestressed Concrete Contractors Association という。以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、プレストレスト・コンクリート技術の向上及びプレストレスト・コンクリート建設業の健全な進歩発展を図り、持続型社会の基盤整備に貢献し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)プレストレスト・コンクリート技術の進歩改善に関する調査研究及びその促進
- (2)プレストレスト・コンクリート技術及びその活用に関する資料の収集、編集及び刊行
- (3)プレストレスト・コンクリート技術の活用に関する啓発宣伝及び技術者の育成
- (4)プレストレスト・コンクリート技術の活用に関する助言及び指導
- (5)プレストレスト・コンクリート技術及びその活用に関し、政府機関、公共団体等に対する建議及び意見の具申
- (6)関係団体との連絡協調
- (7)その他本会の目的を達成するために必要な事項

2 前項の事業については、日本国内及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第 5 条 本会の会員の種別は、次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法」という。）上の社員とする。

- (1)正 会 員 プレストレスト・コンクリート建設業を営む本会の目的に賛同して、入会した法人
 - (2)賛助会員 プレストレスト・コンクリート建設業に係わる本会の事業を賛助して、入会した法人又は団体
 - (3)特別会員 プレストレスト・コンクリート建設業に係わる本会の事業を後援するため、入会した法人又は団体
 - (4)名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で、総会において推薦された者
- 2 法人又は団体である会員は、本会に対して、会員の権利を行使する者（1名に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届出なければならない。
- 3 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に届出なければならない。

(入会金及び会費)

第 6 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、第 5 条第 1 項第 4 号に規定する名誉会員を除く。

(入 会)

第 7 条 本会の会員になろうとする法人又は団体は入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし第 5 条第 1 項第 4 号に規定する名誉会員を除く。

(会員資格の喪失)

第 8 条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。

- (1)退会
- (2)死亡又は解散
- (3)除名
- (4)会費を1年以上滞納したとき。

(退 会)

第 9 条 正会員、賛助会員又は特別会員は、理由を付した退会届を提出して任意に退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議により除名することができる。この場合は、その会員に対し、あらかじめ理由を付して通知し、総会において、決議前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、規則又は総会の決議に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為のあったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が第 8 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての資格を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第 4 章 総 会

(構 成)

第 12 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法上の社員総会とする。

(権 限)

第 13 条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額の決定
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 前各号に定めるもののほか、一般法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開 催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎年 1 回、5 月に開催する。

2 臨時総会は、理事会の決議があったとき又は総正会員の議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招 集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会の招集は、総会を構成する正会員に対し、会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を示して、15日以前に文章で通知しなければならない。

(議 長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 社につき各 1 個とする。

(定足数)

第 18 条 総会は、これを構成する総正会員の議決権の 3 分の 2 以上を有する正会員の出席がなければ、開催することができない。

(決 議)

第 19 条 総会の決議は、出席正会員の過半数をもって決する。

(書面議決等)

第 20 条 総会に出席できない正会員の指定代表者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の出席正会員の指定代表者を代理人として、議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合、前 2 条の規定の適用については、出席と見なす。

(決議の省略)

第 21 条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席正会員のうちから、その総会において選出された議事録署名人 2 名以上が記名捺印する。

第5章 役員

(種別及び定数)

第23条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上16名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長を一般法上の代表理事とする。
 - 3 会長以外の理事のうち3名以内を副会長とし、1名を専務理事とする。ただし、副会長及び専務理事の兼任は妨げない。
 - 4 副会長及び専務理事をもって一般法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事は、正会員の指定代表者の中から決議によって選任するものとする。ただし、理事のうち2名は、正会員の指定代表者以外の者から選任することができる。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は本会の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(職務)

第25条 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会で別に定めるところにより本会の業務を分担執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の決議に基づき、職務を執行する。
- 5 会長、副会長、専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で、2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第27条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する

定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した役員の前任として選任された役員の前任は、その退任した役員の前任の満了するときまでとする。
- 3 役員は、第23条第1項で定めた役員の前任が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 役員で、役員としてふさわしくない行為があったときは、その任期中であっても総会の決議により解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1)自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (2)自己又は第三者のためにする本会との取引
- (3)本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会と理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第31条 本会は、一般法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事の賠償責任について、理事会の決議によって、法令に定める額を限度として免除することができる。

- 2 本会は、一般法第115条第1項の規定により外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

(役員の前任選任)

第32条 役員に前任を生じたときは、第24条の規定により選任するものとする。

(顧問及び参与)

第 33 条 本会に顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の承認を得て会長が任命する。

3 顧問及び参与は、重要な事項について、会長の諮問に応じる。

第 6 章 理 事 会

(設 置)

第 34 条 本会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権 限)

第 35 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招 集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。

(議 長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 38 条 理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第 39 条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の 3 分の 2 以上が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 40 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事が記名捺印する。

第 7 章 委員会及び支部

(運営委員会等)

第 42 条 本会は、事業の円滑な運営を図るため理事会の決議を経て運営委員会を置く。

2 前項のほか必要があるときは、理事会の決議により各種の委員会を置くことができる。

3 第 1 項及び第 2 項の委員会の委員は、理事会の承認を得て会長が任命する。

4 委員会の任務及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(支 部)

第 43 条 本会は理事会の決議を経て、必要な地に支部を置くことができる。

2 支部の構成及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(支部長の選任)

第 44 条 支部に支部長 1 名を置く。

2 支部長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 45 条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

(1) 入会金及び会費

(2) 寄附金品

(3) 事業に伴う収入

(4) 資産から生ずる収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第 46 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議による。

(経費の支弁)

第 47 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 48 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 49 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出し、承認を得るものとする。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

3 定時総会の終結後、直ちに法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(事業年度)

第 50 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第 52 条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により他の一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解 散)

第 53 条 本会は、一般法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由に

よりほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

(剰余金の処分制限)

第54条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第55条 本会が法人の解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益認定法第5条第17号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第56条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。
- 3 事務局長及び職員の任免は、理事会の承認を得て会長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第57条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に記載する方法による。

(附 則)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事（会長）及び業務執行理事は次のとおりとする。

代表理事（会長）	則久 芳行
業務執行理事（副会長）	杉本 武司
業務執行理事（副会長）	長尾 徳博
業務執行理事（専務理事）	木下 賢司
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第50条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(附 則)

この定款は、平成28年5月19日より施行する。